

<p>原油価格高騰等の影響を受ける原木生産事業者や種苗生産事業者、製材事業者などに対し、燃油消費量の削減に資する機械の導入等を予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 設備導入</p>	<p>別表1のとおり</p>	<p>補助事業者が林業・木材産業物価高騰緊急対策事業を行う場合における設備導入の事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>(2) 土場整備</p>	<p>別表1のとおり</p>	<p>補助事業者が林業・木材産業物価高騰緊急対策事業を行う場合における土場整備の事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>(3) 種子保管</p>	<p>別表1のとおり</p>	<p>北海道山林種苗協同組合が林業・木材産業物価高騰緊急対策事業を行う場合における種子保管の事業に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部 林務局森林整備課</p>		
<p>3 林業・木材産業生産基盤強化対策事業 地域の需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、路網整備、間伐材の生産等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>補助対象者が林業・木材産業生産基盤強化対策事業を行う場合における次の事業に要する経費 1 間伐材生産 2 路網整備・機能強化対策</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>別表2の事業種目に掲げる1の事業 水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村長である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>別表2の事業種目に掲げる1の事業 水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

				式				
				別表2の事業種目に掲げる2の事業 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様式	別表2の事業種目に掲げる2の事業 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第63号様式 水林第64号様式 水林第65号様式 別に指示する様式			
4 森林資源デジタル管理推進対策事業 レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化及び所有者情報等の精度向上を行う事業について、予算の範囲内で補助する。				水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1) レーザ計測情報整備 ア 航空レーザ計測・解析 イ 既存航空レーザ測量成果を活用した資源解析 ウ ドローンレーザ計測・解析 エ 地上レーザ計測・解析	市町村 林業経営体等	レーザ計測や森林情報の解析に要する経費（技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	定額					
(2) 所有者情報等の精度向上	市町村	所有者情報の精度向上に要する経費（技術者給、賃金、旅費、需用費、役費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費）	2分の1以内					
5 森林整備地域活動支援交付金事業 計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。				水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

			式					
(1) 森林経営計画作成促進	市町村	市町村が、市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林経営計画作成促進のために交付する経費及び市町村が実施する森林経営計画作成促進に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 情報の収集に要する経費 (2) 森林調査に要する経費 (3) 合意形成活動に要する経費	定額					
(2) 森林境界の明確化	市町村	市町村が市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林境界の明確化のために交付する経費及び市町村が実施する森林境界の明確化に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 森林境界の測量に要する経費 (2) 森林境界測量の精度向上に要する経費 (3) リモセンを活用した森林境界の測量に要する経費 (4) 森林境界案の作成に要する経費 (5) 不在村森林所有者の現地立会に要する経費	定額					
(3) 森林所有者の探索	市町村	市町村が市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林所有者の探索のために交付する経費及び市町村が実施する森林所有者の探索に要する経費のうち次に掲げる経費 所有者不明森林の所有者探索・確認に要する経費	定額					
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村	市町村が市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者に対して森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備のために交付する経費及び市町村が実施する森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に要する経費のうち次に掲げる経費 作業路網の改良活動に要する経費	定額					

(5) 森林整備地域活動支援 推進事務	市町村	市町村が実施する森林整備地域活動支援推進事務のうち次に掲げる経費 (1) 推進等に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費	2分の1以内					
------------------------	-----	---	--------	--	--	--	--	--

別表 1

事業内容	補助対象者
1 設備導入	森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、林業種苗法に基づく生産事業者（※4）、認定特定増殖事業者（※5）、登録林業事業体（※6）
2 土場整備	森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、登録林業事業体（※6）
3 種子保管	北海道山林種苗協同組合

※1 次の要件のいずれかを満たすものとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有しているものとする。

- (1) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。
- (2) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

※2 次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）
- (2) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするもの。

※3 次の要件を満たすものとする。

- (1) 林業・木材産業及び建築業並びに運送業（登記簿の事業目的に原木運送を主とする旨の記載がある場合に限る。）を営むものが主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人。
- (2) (1)の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

※4 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けたもの。

※5 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者。

※6 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日林業木材第651号）に基づく登録を受けたもの。

別表 2

事業種目	補助率等	補助対象者
<p>1 間伐材生産</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用木の除去（侵入竹を含む） ・不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） ・支障木やあばれ木等の伐倒 ・造材 ・集材 ・搬出、集積及び積み込み ・その他付帯施設整備 <p>(2) 関連条件整備活動</p> <p>間伐材生産と一体的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ・森林作業道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止施設等整備 ・その他 	<p>定額</p> <p>2 路網整備・機能強化対策の（2）に定める単価を準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 （分取林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）） ・選定経営体 （効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体）
<p>2 路網整備・機能強化対策</p> <p>(1) 林業専用道（規格相当）整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作設 ・補強 ・点検診断 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付けに要する経費） <p>(2) 森林作業道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作設 ・補強 ・関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付けに要する経費） <p>(3) 機能強化（単独型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう改良 ・局部改良 ・雪害対策 ・ずい道改良 ・幅員拡張 ・のり面保全 ・交通安全施設 ・舗装及び路面工 ・調査設計、 ・現場技術業務委託費、 ・関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付けに要する経費） <p>(4) 機能強化（一体型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護施設 ・交通安全施設 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 ・その他 ・関連条件整備活動（機能強化と一体 	<p>定額</p> <p>(1) 林業専用道（規格相当）整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①林業専用道（規格相当）整備の交付率は、定額 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の開設箇所（平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり32,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり35,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり38,000円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を上限とする。 ②関連条件整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・1間伐材生産に定める単価を準用 ③補強（林業専用道（規格相当）、森林作業道） <ul style="list-style-type: none"> ・林業専用道（規格相当）の合計事業費の10%を上限とする。 ④点検診断 <ul style="list-style-type: none"> ・林業専用道（規格相当）の合計事業費の20%を上限とする。 <p>(2) 森林作業道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林作業道整備の交付率は、定額 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2,000円を上限とする金額を乗じた金額とする。 （補強の経費を含む） ②関連条件整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・1間伐材生産に定める単価を準用 <p>(3) 機能強化（単独型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交付率については、1/2以内 ②関連条件整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・1間伐材生産に定める単価を準用 <p>(4) 機能強化（一体型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交付率については、1/2以内 ②関連条件整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・1間伐材生産に定める単価を準用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 （分取林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）） ・選定経営体 （効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体）

的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付けに要する経費)

(5) 森林作業道の機能強化

- ・切土
- ・盛土
- ・簡易構造物の設置
- ・排水施設の設置
- ・その他
- ・関連条件整備活動（森林作業道の機能強化と一体的に実施）

(6) 林業専用道（規格相当）復旧

- ・路体
- ・法面
- ・擁壁
- ・排水施設
- ・付帯施設等の復旧
- ・調査設計
- ・現場技術業務委託費
- ・関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の復旧と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け）

(5) 森林作業道の機能強化

- ①交付率については、1/2以内
- ・1間伐材生産に定める単価を準用

(6) 林業専用道（規格相当）復旧

- ①交付率については、1/2以内
- ②関連条件整備活動
- ・1間伐材生産に定める単価を準用